

憲法違反の「戦争法案」は撤回してください！

武力で平和はつukれない

「宗教者九条の和」抗議声明

6月4日の衆議院憲法審査会で、3人の憲法学者が、自民党推薦の参考人を含む全員、集団的自衛権行使容認の安全保障関連法案を「違憲」と批判したことに対し、安倍政権は9日、1959年の「砂川事件」の最高裁判例を持ち出し、「必要な自衛の措置を憲法は禁じていない」の一節を無理矢理こじつけ、他国での戦闘参加を「合憲」と主張、強行突破を目論んでいます。

しかし、砂川事件の判決は集団的自衛権にふれるものではない、とは憲法学者の等しく解説していることであり、内閣法制局でさえも、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」（1972年の政府見解）と発表しています。それを「整合性はとれている」と臆面もなく主張している政府・与党は狂っているとしか言いようがありません。

NHKをはじめ、いずれの世論調査でも、本法案には反対が圧倒的多数を占めています。政府・与党の国会審議に対する不誠実な態度を国民は理解しています。国民はもはや、政府・与党を信頼せず、政府の権威は失墜するでしょう。軽率にも国会に問う前にアメリカで約束してきてしまった、そのツケが回ってきているのであります。安倍首相の面子のために、日本国を危機におとし入れることはできません。

私たち「宗教者九条の和」は、「いのちを守る」の一点共同で、教団・教派を越えて団結し、宗教者として、「殺すな、殺させるな」の良心に従って、この戦争法案は日本国憲法を破壊するものであり、戦後70年の平和の歩みを放棄するものであると、徹底して抗議活動を続けてきました。

「戦争法案」を撤回しないのならば、安倍首相の退陣を求めざるを得ません。宗教者の責任と使命から、この戦後最悪の暴挙に全力をあげて阻止することを決意し、重ねて撤回を要求いたします。

いのちを最第一と信じ、今を生きる宗教者として、平和への祈りと行動をあきらめずに続け、その光を絶やすことなく伝えていくことを心から願い、「殺し殺される」戦争法案の廃案を求め、大勢の国民各層の方々と共に力を尽くしてまいります。

2015年6月16日